

区役所で「ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談」を開始します

1 事業の趣旨

市内には、ひきこもり等の困難を抱える若者(15～39歳)が少なくとも8,000人いると推計されています。(平成24年「横浜市子ども・若者実態調査」)

横浜市では、こうした若者の支援機関として「地域ユースプラザ」などがありますが、まだ、支援につながっていない方も多く、課題となっていました。

そこで、このたび新たに全区役所で毎月2回、「ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談」を実施します。より身近な区役所で実施することによって、より多くの若者や、そのご家族を適切な支援につなげます。

【参考：地域ユースプラザとは】

横浜市が市内4か所に設置している若者自立支援機関です。

ひきこもりなどの若者の総合相談や社会体験実施などの機能により、若者の自立を支援しています。

2 港北区における専門相談の概要

- | | |
|---------|--|
| ◎ 対象 | : 市内在住の15歳から39歳の方とご家族 |
| ◎ 相談日 | : 原則毎月第1・3 火曜日 13時30分から16時30分まで
(1回の相談時間は50分です)
※該当日が年末年始や祝日に当たる場合は別日にて実施。
29年度は平成30年1月9日(火)に1月2日(火)分を実施。
5月16日(火)から相談を開始します。 |
| ◎ 申込み方法 | : 予約制
子ども・家庭支援相談(電話540-2388)にて要事前予約 |
| ◎ 相談員 | : よこはま北部ユースプラザの「地域連携相談員」(社会福祉士等) |
| ◎ 費用 | : 無料 |

担当：港北区こども家庭支援課

田邊

電話 045-540-2212

FAX 045-540-2426

Email ko-kodomokatei@city.yokohama.jp